

届出制手数料に係る手数料表および返戻金制度について

◇有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	— 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) 手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の都合による退職もしくは本人の責による解雇 (以下、「退社等」という。) となった場合、当社にその旨を退社等の日より 1 ヶ月以内に通知した場合に限り、当社は手数料の一部を求人者に返還するものとします。なお、返還金額ならびに対象期間については、以下の範囲内とし、求人者ごとに定めます。ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

・返還金額：人材紹介手数料の 80%以内 ・対象期間：退社等の日が入社から 6 ヶ月以内

2022 年 10 月 3 日

許可番号 22-ユ-040009

事業所名 静銀総合サービス株式会社

責任者 ヒューマンリソース部長

届出制手数料に係る手数料表および返戻金制度について

◇有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	— 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) 手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の都合による退職もしくは本人の責による解雇 (以下、「退社等」という。) となった場合、当社にその旨を退社等の日より 1 ヶ月以内に通知した場合に限り、当社は手数料の一部を求人者に返還するものとします。なお、返還金額ならびに対象期間については、以下の範囲内とし、求人者ごとに定めます。ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ・返還金額：人材紹介手数料の 80%以内
- ・対象期間：退社等の日が入社から 6 ヶ月以内

2022 年 10 月 3 日

許可番号 22-ユ-040009

事業所名 静銀総合サービス株式会社 浜松支店

責任者 浜松支店長

届出制手数料に係る手数料表および返戻金制度について

◇有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	— 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (労働契約書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50% (または 80,000 円) 手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の都合による退職もしくは本人の責による解雇 (以下、「退社等」という。) となった場合、当社にその旨を退社等の日より 1 ヶ月以内に通知した場合に限り、当社は手数料の一部を求人者に返還するものとします。なお、返還金額ならびに対象期間については、以下の範囲内とし、求人者ごとに定めます。ただし、退社等が求人者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

- ・返還金額：人材紹介手数料の 80%以内
- ・対象期間：退社等の日が入社から 6 ヶ月以内

2022 年 10 月 3 日

許可番号 22-ユ-040009

事業所名 静銀総合サービス株式会社 沼津支店

責任者 沼津支店長